



保警環第10号

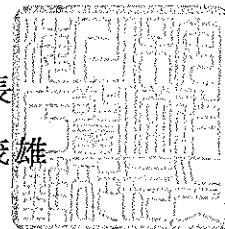
平成27年4月22日

日本建設業連合会会長

中村 満義 殿

海上保安庁警備救難部長

秋本 茂雄



「平成27年度海洋環境保全推進月間」の実施について  
(お願い)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、平素から海上保安業務に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに6月1日から30日までの1か月間を「海洋環境保全推進月間」と定めています。

今年度は、「人為的要因による油類の排出、廃棄物の投棄による海洋汚染の防止」を重点項目と定め、油による汚染防止対策として、漁業関係者や海事関係者に対し、機器の取扱い不注意や故意による油類の排出防止の指導・啓発活動、廃棄物による汚染防止対策として漁業関係者や海事関係者、一般市民に対し廃棄物の投棄防止等と呼び掛ける指導・啓発活動を行うこととしています。

つきましては、貴会におかれましても同月間の趣旨をご理解頂き、傘下会員への周知、当庁において実施する指導・啓発活動へのご協力について、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



平成 27 年 3 月 18 日  
海 上 保 安 庁

## 平成 26 年の海洋汚染の現状について

### 海洋汚染確認件数は 380 件 [前年比 75 件減少]

油による汚染は 235 件で前年より 22 件減少したものの、依然として海洋汚染確認件数の 6 割以上を占める高い割合となっています。

廃棄物による汚染は 128 件で、前年より 59 件減少しました。

#### ○ 油による汚染は、人為的要因によるものが大半

- ◆油による汚染は船舶からの排出が 146 件 (62%) と最も多く、漁船や作業船、貨物船からの排出で、漁業関係者や海事関係者が原因者となる汚染が目立ちます。
- ◆油による汚染は、若干の減少傾向にあるものの、取扱い不注意が 80 件 (46%)、故意が 17 件 (10%) と人為的要因による汚染が半数を超えます。

#### ○ 廃棄物による汚染は、減少するも全て故意

- ◆船舶からの排出 18 件のうち、15 件が漁船からの排出です。
- ◆陸上からの排出は、漁業関係者による不法投棄が 13 件 (昨年 58 件) と大きく減少した一方、一般市民による不法投棄は 79 件 (昨年 76 件) と依然として多い状況です。

こうした海洋汚染の現状を分析することで、汚染の原因や傾向を見取れます。平成 27 年においても、汚染の原因や地域の実情に応じた効果的かつ効果的な対策を執ることとし、関係機関や地域の皆様との連携を図りつつ、海洋環境保全に関する指導・啓発活動を通じて、海洋環境保全対策を推進してまいります。

\*具体的な内容については、「海洋汚染の現状 (平成 26 年 1 月～12 月)」をご参照下さい。



# 海洋汚染の現状

(平成26年1月～12月)



海上保安庁 警備救難部 環境防災課

## 目 次

はじめに	1
<b>I 海洋汚染の発生確認状況</b>	
1 物質別汚染確認件数の推移	1
2 海域別汚染確認件数	2
3 排出源別汚染確認件数	3
4 原因別汚染確認件数	3
5 外国船舶による海洋汚染等の状況	4
6 平成 26 年の汚染確認状況の特徴	4
<b>II 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況</b>	6
<b>III まとめ</b>	7

### ★資料編

資料 1 物質別汚染確認件数（過去 10 年分）	8
資料 2 海域別汚染確認件数（過去 5 年分）	9
資料 3 排出源別汚染確認件数（過去 5 年分）	10
資料 4 原因別汚染（排出源不明のものを除く）確認件数（過去 5 年分）	11
資料 5 外国船舶による海洋汚染等の状況（過去 5 年分）	12



## はじめに

海上保安庁では、海洋環境を保全するため、「未来に残そう青い海」をスローガンに、巡視船艇や航空機により我が国周辺海域における油、有害液体物質、廃棄物等に関する海洋汚染の監視・取締りを実施しています。

また、海上保安協力員等の民間ボランティア、一般市民からの緊急通報用電話番号「118番」による通報を基に調査等を行うなどして、海洋汚染の実態を把握し、効果的な対策を講じることで海洋汚染の未然防止を図っています。

さらに、油等の排出による被害を防止するための海事・漁業関係者を対象とした取組みや海洋環境保全思想の普及を図るための一般市民を対象とした取組みも実施しています。

本書は、これらの活動についてとりまとめたものです。

## I 海洋汚染の発生確認状況

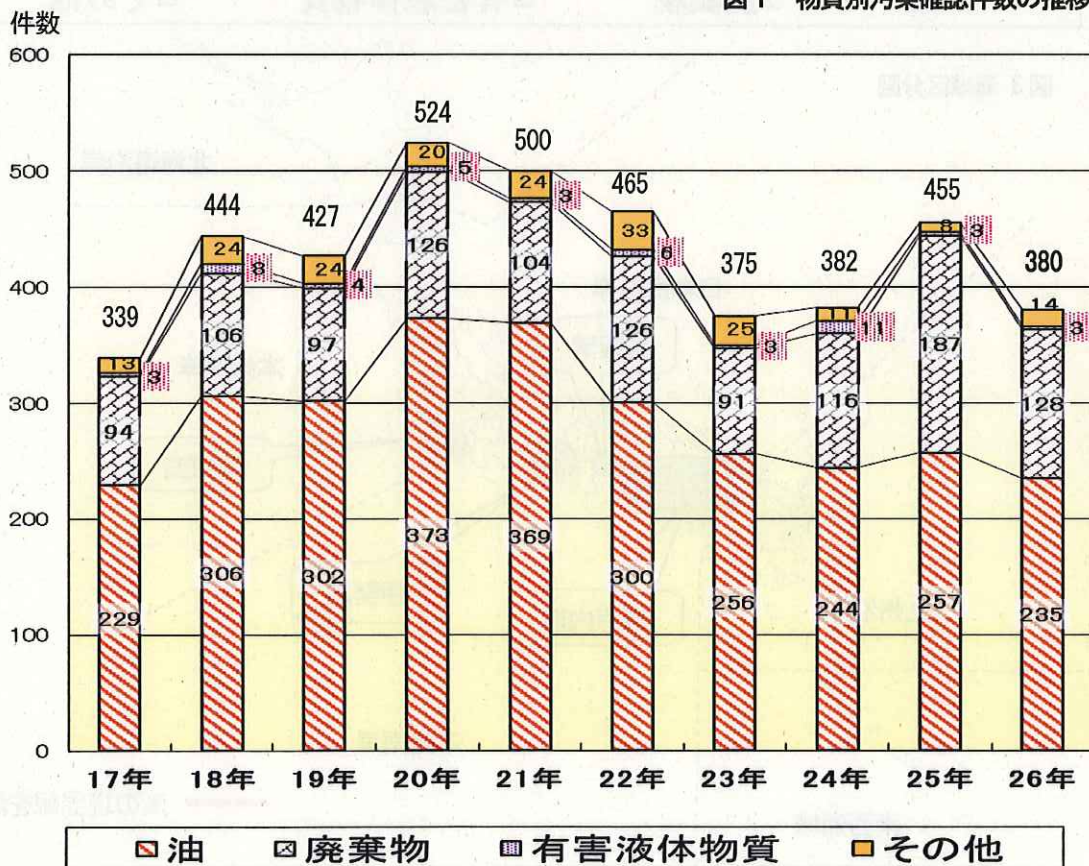
### ～昨年から75件減少、廃棄物による汚染の減少が顕著～

#### 1 物質別汚染確認件数の推移（図1、資料1参照）

平成26年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の件数（以下「汚染確認件数」という。）は380件で、前年（455件）に比べ75件減少しました。

汚染物質別に見ると、油による汚染が235件で前年（257件）に比べ22件減少、廃棄物による汚染が128件で前年（187件）に比べ59件減少、有害液体物質による汚染が3件で前年と同数、その他（工場排水等）による汚染が14件で前年（8件）に比べ6件増加しました。

図1 物質別汚染確認件数の推移





## 2 海域別汚染確認件数（図2、図3、資料2参照）

海域別では、日本海沿岸が65件（前年69件）と最も多く全体の17%を占め、次いで瀬戸内海沿岸が58件（前年52件）、伊勢湾55件（前年63件）と続いています。

油による汚染は、東京湾で13件（前年31件）、南西海域で7件（前年18件）と減少しています。また、廃棄物による汚染は、本州東岸が11件（前年58件）と大幅な減少が見られます。

図2 海域別汚染確認件数（平成26年）

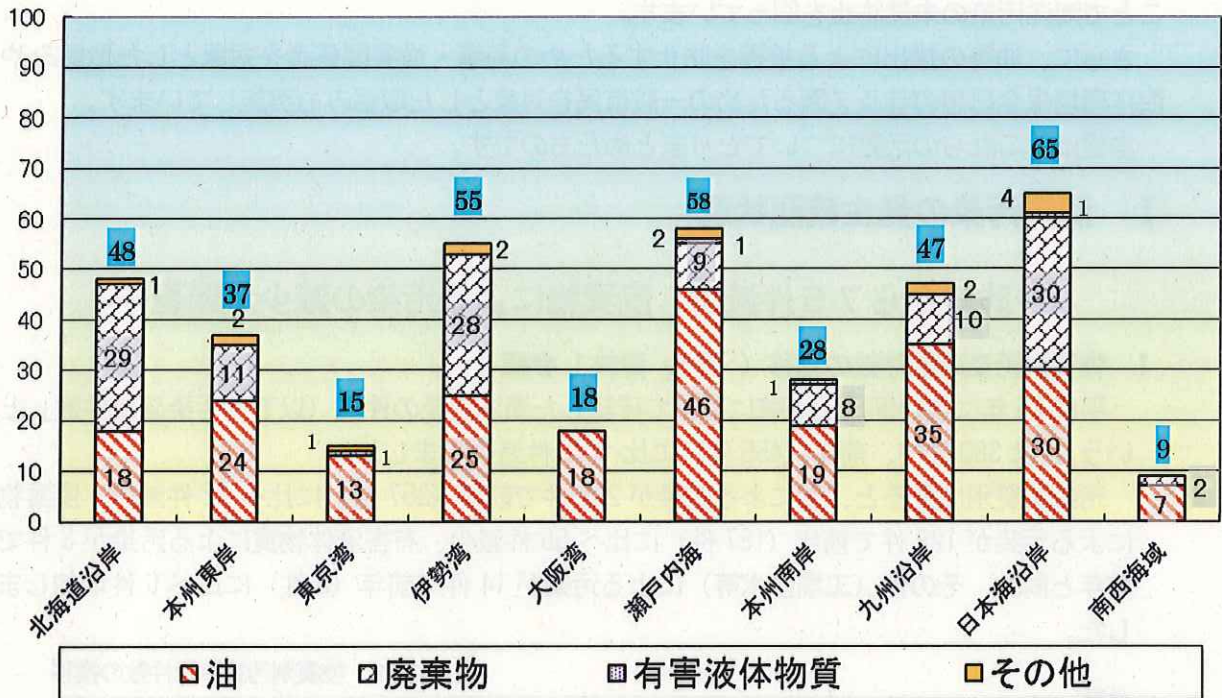
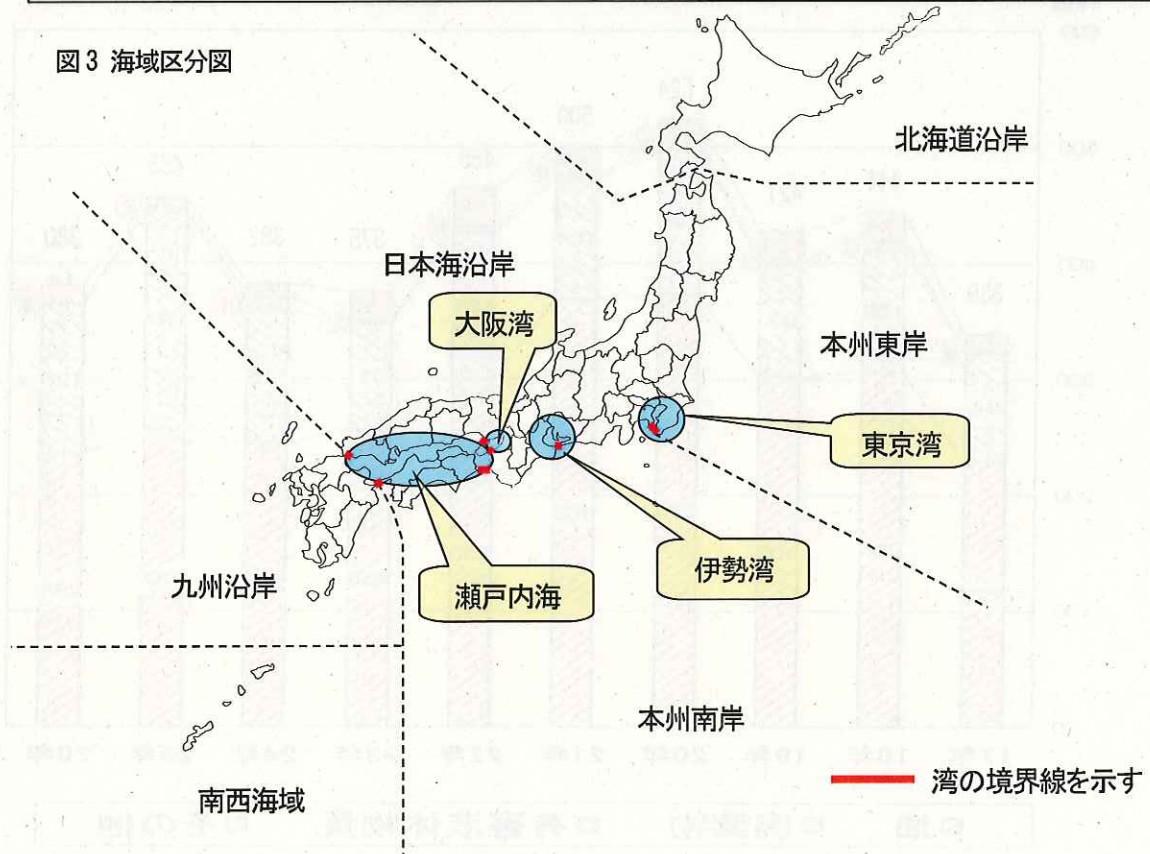


図3 海域区分図





### 3 排出源別汚染確認件数（図4、図5、資料3参照）

図4・図5は、「船舶」からの排出、「陸上」からの排出等、排出源別の汚染確認件数を表したものです。

油による汚染のうち、船舶からの排出が146件（前年155件）62%と最も多く、また、油以外のものによる汚染のうち、陸上からの排出が119件（前年158件）82%と最も多く、そのうち廃棄物の不法投棄が109件（前年151件）と多数を占めています。

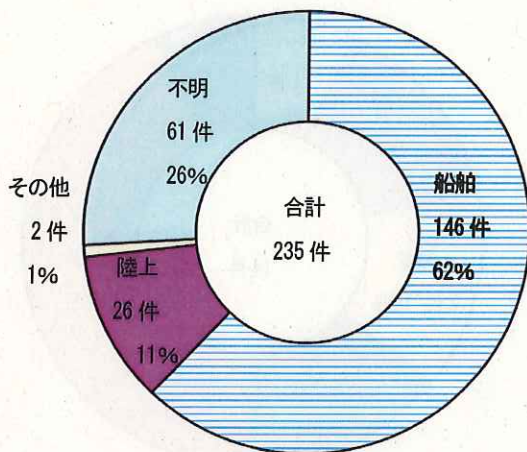


図4 油による汚染

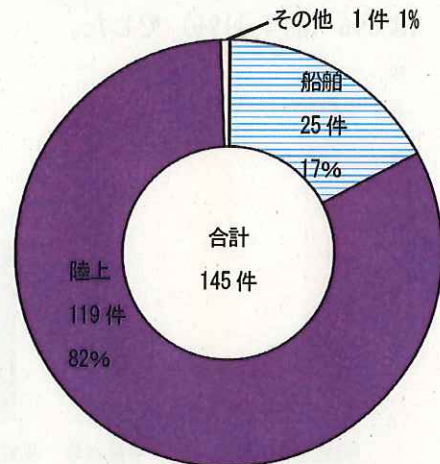


図5 油以外のものによる汚染

### 4 原因別汚染確認件数（図6、図7、資料4参照）

図6・図7は、海洋汚染の原因となる「故意」・「取扱不注意」等の汚染確認件数を表したものです。

油による汚染の原因は、取扱不注意によるものが80件（前年78件）46%と最も多く、次いで、海難によるものが35件（前年34件）、破損等によるものが32件（前年24件）、故意が17件（前年29件）と続いています。

油以外のものによる汚染の原因では、故意によるものが142件（前年193件）98%を占めています。

\* 排出源が判明したもののみを対象としている。

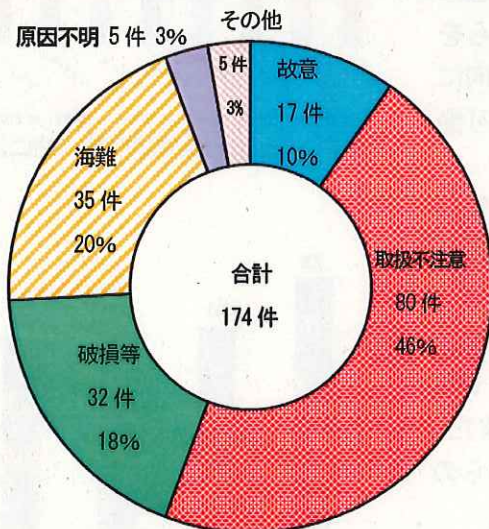


図6 油による汚染

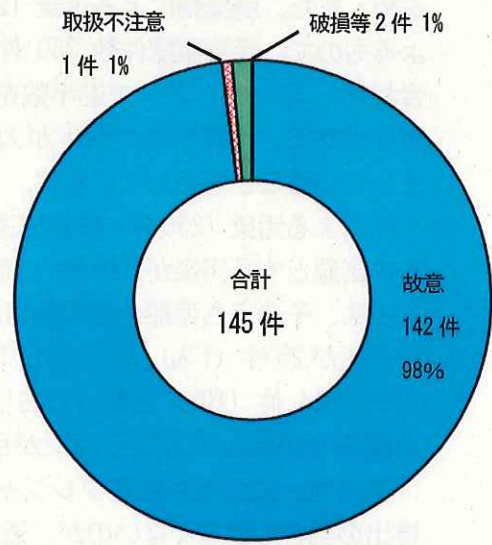


図7 油以外のものによる汚染



## 5 外国船舶による海洋汚染等の状況（図8、図9、資料5参照）

平成26年に我が国周辺海域において確認した汚染確認件数380件のうち、外国船舶によるものは14件（前年21件）でした。

このうち13件が油による汚染で、海域別では我が国領海内が12件（前年17件）、領海外（排他的経済水域又は公海）が1件（前年2件）でした。

原因別では、取扱不注意によるものが6件で全体の42%を占めています。

また、船舶に起因する汚染確認件数171件（前年195件）のうち、外国船舶の占める割合は8%（前年11%）でした。

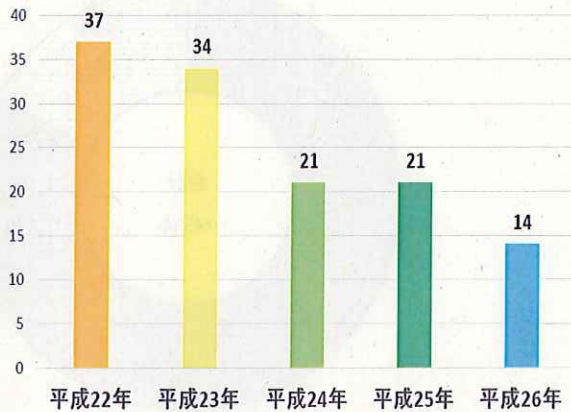


図8 外国船舶による汚染確認件数

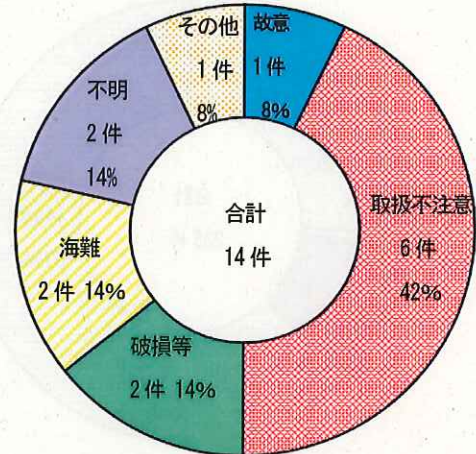


図9 外国船舶による原因別汚染確認件数

## 6 平成26年の汚染確認状況の特徴(図10、図11、図12参照)

平成26年の汚染確認件数は、380件と前年(455件)から75件の減少、中でも廃棄物による汚染が59件減少と顕著なものとなっています。

汚染確認件数(排出源が判明したもの)を原因別に見ると、油による汚染174件のうち、取扱不注意が80件(46%)、故意が17件(10%)と半数以上を占め、また、廃棄物による汚染128件は全て故意によるもので、汚染確認件数380件のうち、これらを合わせた225件(59%)で過半数を占めている傾向に変化はなく、海洋汚染の大半が人為的要因により発生していることを示しています。

油による汚染(235件)を排出源別に見ると、船舶を排出源とする汚染が146件(前年155件)と62%を占め、そのうち漁船からの排出が52件(36%)、作業船が25件(17%)、貨物船が19件(13%)、タンカーが14件(10%)となっており、漁業関係者や海事関係者が原因者となる汚染が目立ちます。また、「その他」に分類されるプレジャーボート等からの排出の割合も少なくないのが、近年の傾向です。

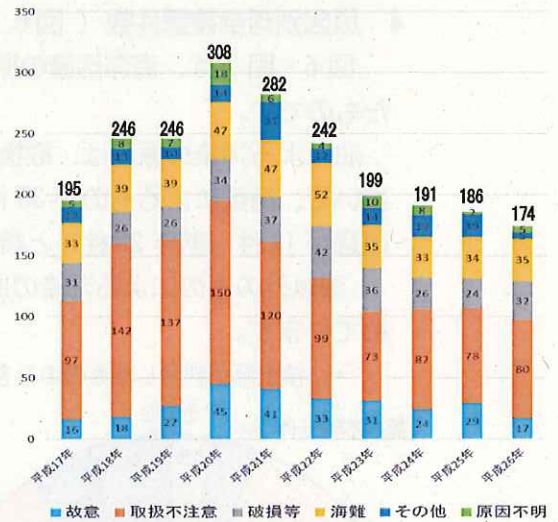


図10 原因別汚染確認件数(油による汚染)

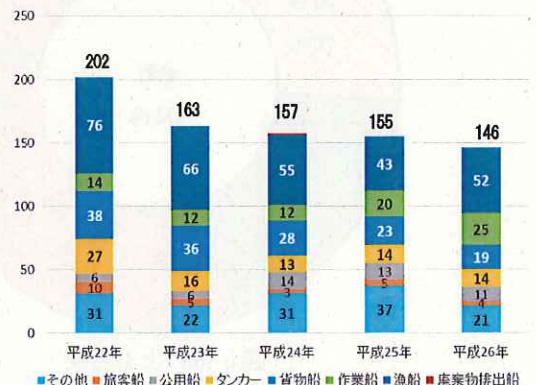


図11 排出源別汚染確認件数(油による汚染)



廃棄物による汚染（128件）を排出源別に見ると、船舶を排出源とする汚染18件（前年36件）のうち、漁船からの不法投棄が15件（前年30件）と88%を占め、漁業関係者が原因者となる汚染が多いことを示しています。

陸上を排出源とする汚染109件のうち、一般市民による不法投棄が79件（前年76件）、続いて事業者による不法投棄が17件（前年同数）と横ばいでしたが、漁業関係者による不法投棄は13件（昨年58件）と45件の減少となり、漁業関係者による不法投棄が減少した一方、一般市民による廃棄物の不法投棄が依然として多いことを示しています。

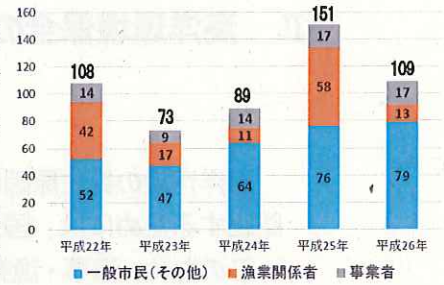


図12 排出源別汚染確認件数  
（陸上からの排出：廃棄物による汚染）

## ～海洋汚染事例～

平成26年における海洋汚染の事例を紹介します。

1は、外国貨物船の機関長が燃料を搭載中、タンク油量の確認不足により大量の燃料油を海域へ排出した事例、2は、トラック運転手が死んだ魚を不法投棄した事例です。

### 1 油を不法排出した中国籍貨物船機関長を検挙

平成26年4月12日、横浜港大黒ふ頭に着岸中の中国籍自動車運搬船（19,684トン）の中国人機関長が、別の油槽船から燃料油であるC重油を左右舷のタンクへ並行して給油中、右舷タンクが先行して満載近くとなったことから同タンクの取入弁を4分の1まで閉鎖、タンクの油量を確認しないまま給油を続けた結果、同タンクが満載状態となり、タンク空気抜き管からC重油が溢れ出し、約695リットルを付近海域に流出させたもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙）。



### 2 死んだ魚を不法投棄したトラック運転手を検挙

平成26年8月、松山港内において運送会社勤務トラック運転手が廃棄物である死魚（鯛）約201キログラムを投棄したしたもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙）。





## II 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

### ～指導・啓発活動を根気よく～

海洋汚染の発生原因は人為的要因によるものが多数を占めているのが現状であり、これを防止するためには、国民一人一人の海洋環境保全に関する意識の高揚が必要不可欠です。

このため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会等の指導活動、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室等の啓発活動を、ボランティアとも連携しつつ実施しています。

平成 26 年における主な活動の実施状況は次のとおりです。

海洋環境保全講習会	122 回 (3,954 名)
訪船指導	3,771 隻
訪問指導	1,108 ヶ所
海洋環境保全教室	472 回 (31,126 名)

以下に、その取組事例の一部を紹介します。

#### 1 海洋環境保全講習会の実施

漁業・海運業等といった事業活動及びマリンレジャー活動等、活動分野別に対象者を特定して、海上環境関係法令の規定内容、当庁の取組み状況及び海洋汚染の現状等の情報提供を行うことにより、海洋環境保全のための遵法精神の高揚並びに同業務への理解及び協力を促進することを目的に講習会を開催しています。

#### 2 訪船指導、訪問指導の実施

油による汚染原因の過半数を、バルブ操作ミス等の機器取扱不注意と故意による不法排出が占めている現状に鑑み、漁船、貨物船、タンカーや工事に従事している作業船、各事業所等を個別に訪問し、油等の不法排出防止のための技術的な指導並びに廃油・廃棄物及び廃船の適正処理等についての指導を行っています。

#### 3 海洋環境保全教室の実施

一般市民を対象とした海洋環境保全教室では、受講者が遵守すべき海上環境関係法令のルールについて、海上保安協力員等と協働し、漂着ゴミ分類調査、環境紙芝居の上演、簡易水質検査を織り交ぜるなど、創意工夫し分かり易く説明をすることで、受講者の年齢構成に応じた、効率的かつ効果的な教室を実施しています。

### ～未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクールの開催～

海上保安庁では、海洋環境保全思想普及活動の一環として、「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を開催しています。

今年で 15 回目を迎える本コンクールでは、全国の小中学生から 33,091 点の応募作品から海上保安庁長官賞及び海上保安協会会長賞、第 15 回開催を記念し「特別賞（国土交通大臣賞）」を決定、作品の展示や各種イベント等で活用することで、広く海洋環境保全思想の普及を図っています。



作品展示と特別賞（国土交通大臣賞）の作品



### Ⅲ まとめ

平成 26 年は、汚染確認件数について、廃棄物の不法投棄が昨年の増加傾向から一転し減少となりました。

油による汚染は、少しずつ減少傾向にあるものの、依然として、機器の取扱不注意及び故意といった人為的要因が汚染原因の大半を占めています。

廃棄物による汚染は、本州東岸で大きく減少となったものの、その他の海域では大きな増減はなく、陸上からの漁業関係者による不法投棄が一旦減少しましたが、一般市民による廃棄物の不法投棄が依然として多いのが現状です。

海上保安庁では、海洋環境保全の取り組みとして、これまでの統計結果を生かし、油による汚染の原因者の過半数が海事・漁業関係者であることを勘案し、汚染の事例や海洋汚染の現状をより具体的に伝える海洋環境保全講習会、訪船指導及び訪問指導を実施しました。

また、廃棄物による汚染の原因者の多くが一般市民であることを勘案し、広報を積極的に行うとともに、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室を、教育機関、公共施設及び大型商業施設において海上保安協力員等の民間ボランティア等と協働して開催しました。

その効果の一例として、漁業関係者による不法投棄が減少する等、国民の間に、海洋環境保全思想が着実に浸透しつつあることがうかがえます。

海上保安庁では今後も、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、地域における海洋汚染の現状を踏まえた海洋環境保全指導・啓発活動を実施し、海事・漁業関係者及び一般市民に対し、海上環境法令の遵守励行を促すとともに、海洋環境保全思想の高揚を図り、更なる海洋環境保全対策に取り組んでまいります。

資料1 物質別汚染確認件数(過去10年分)

		油	廃棄物	有害液体 物質	その他	合計	前年比
17年	件数	229	94	3	13	339	92%
	割合	67.6%	27.7%	0.9%	3.8%		
18年	件数	306	106	8	24	444	131%
	割合	68.9%	23.9%	1.8%	5.4%		
19年	件数	302	97	4	24	427	96%
	割合	70.7%	22.7%	0.9%	5.6%		
20年	件数	373	126	5	20	524	123%
	割合	71.2%	24.0%	1.0%	3.8%		
21年	件数	369	104	3	24	500	95%
	割合	73.8%	20.8%	0.6%	4.8%		
22年	件数	300	126	6	33	465	93%
	割合	64.5%	27.1%	1.3%	7.1%		
23年	件数	256	91	3	25	375	81%
	割合	68.3%	24.3%	0.8%	6.7%		
24年	件数	244	116	11	11	382	102%
	割合	63.9%	30.4%	2.9%	2.9%		
25年	件数	257	187	3	8	455	119%
	割合	56.5%	41.1%	0.7%	1.8%		
26年	件数	235	128	3	14	380	84%
	割合	61.8%	33.7%	0.8%	3.7%		



資料2 海域別汚染確認件数(過去5年分)

(単位:件)

年	種類	海 域										合 計	
		北海道沿岸	本州東岸	東京湾	伊勢湾	大阪湾	瀬戸内海 大阪湾を除く	本州南岸	九州沿岸	日本海沿岸	南西海域		
22	油	39	46	32	10	10	66	23	24	30	20	300	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	1	0	4	0	0	1	0	6
		廃棄物	36	27	0	33	1	4	6	5	12	2	126
		その他	3	3	3	4	0	6	2	2	10	0	33
		小計	39	30	3	38	1	14	8	7	23	2	165
計	78	76	35	48	11	80	31	31	53	22	465		
23	油	17	23	37	12	16	56	22	25	27	21	256	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3
		廃棄物	22	0	0	21	0	11	8	9	17	3	91
		その他	3	1	1	0	1	4	0	3	12	0	25
		小計	25	1	1	23	1	15	8	12	29	4	119
計	42	24	38	35	17	71	30	37	56	25	375		
24	油	12	27	34	18	14	38	18	34	27	22	244	
	油以外	有害液体物質	0	2	1	3	2	3	0	0	0	0	11
		廃棄物	29	16	0	23	2	6	4	3	32	1	116
		その他	3	2	0	3	0	1	0	0	2	0	11
		小計	32	20	1	29	4	10	4	3	34	1	138
計	44	47	35	47	18	48	22	37	61	23	382		
25	油	11	30	31	23	16	46	25	30	27	18	257	
	油以外	有害液体物質	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3
		廃棄物	35	58	1	39	3	6	1	3	41	0	187
		その他	1	3	1	1	0	0	1	1	0	0	8
		小計	36	61	3	40	4	6	2	4	42	0	198
計	47	91	34	63	20	52	27	34	69	18	455		
26	油	18	24	13	25	18	46	19	35	30	7	235	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
		廃棄物	29	11	1	28	0	9	8	10	30	2	128
		その他	1	2	1	2	0	2	0	2	4	0	14
		小計	30	13	2	30	0	12	9	12	35	2	145
計	48	37	15	55	18	58	28	47	65	9	380		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料3 排出源別汚染確認件数(過去5年分)

(単位:件)

年	排出源 種類	判 明										不 明	合 計		
		船					陸								
		貨 物 船	タ ン カ ー	漁 船	そ の 他	小 計	事 業 者	漁 業 関 係 者	そ の 他	小 計	そ の 他			計	
22	油	38	27	76	61	202	15	0	20	35	5	242	58	300	
	油 以 外	有害液体物質	0	3	0	0	3	3	0	0	3	0	6	0	6
		廃棄物	2	0	14	2	18	14	42	52	108	0	126	0	126
		その他	2	0	2	7	11	9	2	9	20	0	31	1	32
		小計	4	3	16	9	32	26	44	61	131	0	163	1	164
計	42	30	92	70	234	41	44	81	166	5	405	59	464		
23	油	36	16	66	45	163	12	0	18	30	6	199	57	256	
	油 以 外	有害液体物質	0	1	0	0	1	2	0	0	2	0	3	0	3
		廃棄物	5	0	1	2	8	9	17	47	73	10	91	0	91
		その他	1	0	1	8	10	7	0	8	15	0	25	0	25
		小計	6	1	2	10	19	18	17	55	90	10	119	0	119
計	42	17	68	55	182	30	17	73	120	16	318	57	375		
24	油	28	13	55	61	157	20	0	3	23	11	191	53	244	
	油 以 外	有害液体物質	0	5	0	0	5	6	0	0	6	0	11	0	11
		廃棄物	3	0	22	0	25	14	11	64	89	1	115	1	116
		その他	1	0	2	1	4	4	2	1	7	0	11	0	11
		小計	4	5	24	1	34	24	13	65	102	1	137	1	138
計	32	18	79	62	191	44	13	68	125	12	328	54	382		
25	油	23	14	43	75	155	16	2	2	20	11	186	71	257	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	3	0	3
		廃棄物	4	0	30	2	36	17	58	76	151	0	187	0	187
		その他	2	0	0	2	4	4	0	0	4	0	8	0	8
		小計	6	0	30	4	40	24	58	76	158	0	198	0	198
計	29	14	73	79	195	40	60	78	178	11	384	71	455		
26	油	19	14	52	61	146	25	0	1	26	2	174	61	235	
	油 以 外	有害液体物質	0	2	0	0	2	1	0	0	1	0	3	0	3
		廃棄物	1	0	15	2	18	17	13	79	109	1	128	0	128
		その他	1	0	0	4	5	6	0	3	9	0	14	0	14
		小計	2	2	15	6	25	24	13	82	119	1	145	0	145
計	21	16	67	67	171	49	13	83	145	3	319	61	380		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。



資料4 原因別汚染(排出源不明のものを除く)確認件数  
(過去5年分)

(単位:件)

年	原因 種類	故 意	取 扱 不 注 意	破 損 等	海 難	そ の 他	原 因 不 明	合 計
22	油	33	99	42	52	12	4	242
	有害液体物質	0	2	3	0	1	0	6
	廃棄物	125	1	0	0	0	0	126
	その他	15	8	4	0	2	3	32
	小計	140	11	7	0	3	3	164
	計	173	110	49	52	15	7	406
23	油	31	73	36	35	14	10	199
	有害液体物質	0	0	1	0	2	0	3
	廃棄物	90	0	1	0	0	0	91
	その他	20	1	1	0	3	0	25
	小計	110	1	3	0	5	0	119
	計	141	74	39	35	19	10	318
24	油	24	82	26	33	18	8	191
	有害液体物質	2	4	4	0	1	0	11
	廃棄物	112	0	0	0	2	1	115
	その他	9	0	1	0	1	0	11
	小計	123	4	5	0	4	1	137
	計	147	86	31	33	22	9	328
25	油	29	78	24	34	19	2	186
	有害液体物質	0	1	2	0	0	0	3
	廃棄物	187	0	0	0	0	0	187
	その他	6	1	1	0	0	0	8
	小計	193	2	3	0	0	0	198
	計	222	80	27	34	19	2	384
26	油	17	80	32	35	5	5	174
	有害液体物質	2	0	1	0	0	0	3
	廃棄物	128	0	0	0	0	0	128
	その他	12	1	1	0	0	0	14
	小計	142	1	2	0	0	0	145
	計	159	81	34	35	5	5	319

(注)1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。  
2. 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料5 外国船舶による海洋汚染等の状況（過去5年分）

単位(件)

		22年	23年	24年	25年	26年	
海発 洋生 確 汚 認 染 件 の 数	油による汚染	日本の領海内	28	27	15	17	12
		日本の領海外	8	5	4	2	1
		小計	36	32	19	19	13
	油以外のものによる汚染		1	2	2	2	1
	合計		37	34	21	21	14
	(船舶起因の汚染に占める外国船舶の割合)		(16%)	(19%)	(11%)	(11%)	(8%)